

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業所経営法人

法人名	株式会社 いちい
事業所所在地	北海道北見市西三輪 4 丁目 720 番地 1
電話番号	0157-57-5151
ファックス番号	0157-66-1555
代表者氏名	清水 郁代

2. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある者に対し、適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事を目的とします。

- (1) 要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持回復を目指すものとします。
- (2) 事業所は、提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常に改善を図ります。

3. 事業所の内容

(1) 事業所の概要

事業所の種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
事業所名	定期随時訪問サービス 夢ふうせん
事業所番号	0195003314
所在地	北海道北見市西三輪 4 丁目 720 番地 1
電話番号	0157-57-5151
ファックス番号	0157-66-1555
管理者氏名	石田 邦恵
サービスを提供する地域	北見市（常呂地区、端野地区を除く）

(2) 事業所の従業者体制

管理者	1 名	常勤（オペレーター、訪問介護員、計画作成責任者兼務）
オペレーター	5 名以上	常勤（管理者、訪問介護員等と兼務）
計画作成責任者	1 名	常勤（管理者、オペレーター兼務）
定期巡回訪問介護員	5 名以上	常勤（オペレーター兼務）
	2 名以上	非常勤
随時対応訪問介護員	5 名以上	常勤（オペレーター兼務）
	2 名以上	非常勤

(3) 営業日及び営業時間

365 日
24 時間

4. 連携する事業所の概要

事業所名 ケアーズ訪問看護リハビリステーションきたみ中央
所在地 北見市北斗町 2 丁目 4-24

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 定期巡回サービス

利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って、定期的にサービスを提供します。

(2) 随時対応サービス

あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者又は家族からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。緊急の通報を受けて適切な対応を取ります。

(3) 随時訪問サービス

利用者からの随時の通報を受けて、内容に応じて相談や訪問等の対応をいたします。

利用料金について

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用料(介護保険給付サービス利用者負担金)は、別紙 1-①の通り。

(2) 利用料金のお支払い方法

前記の料金は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、指定期日までに下記の方法でお支払下さい。

○利用者指定口座からの翌月引き落とし

振替日は毎月 20 日となっております。(土日祝日は翌営業日)

6. 連携する事業所が提供するサービス

看護師等が医師の指示に基づき、利用者の居宅に訪問して行う、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

「ケアーズ訪問看護リハビリステーションきたみ中央」との契約に則し提供されます。

7. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたり、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由が明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員を指名する事はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じない十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5.当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者
者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で
使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が
出来ない場合は、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する
行為は行いません。

① 医療行為

② ご契約者もしくは家族等からの金銭又は物品の授受

③ ご契約者の家族に対する訪問介護サービスの提供

④ ご契約者もしくはその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動

⑤ その他契約者もしくはその家族等に対する迷惑行為

8. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

※当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

株式会社 いちい 代表取締役 清水 郁代

(本社) 北見市西三輪 4 丁目 720 番地 1

電話 0157-57-5151 FAX 0157-66-1555

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出が出来ます。

○北見市保健福祉部介護福祉課

北見市大通西 3 丁目 1 番地 1

0157-25-1144

○北海道国民健康保険連合会

札幌市中央区南 2 条西 14 丁目

011-231-5161

9. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、従業員の訓練を行います。

10. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、居宅介護支援事業所等への連絡を行うなど、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、就業規則の内容としています。

13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び家族への十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14. 合鍵の管理方法等について

- ① 随時対応の緊急訪問が適切に行えるように合鍵を預かります。預かった鍵は、事業所のキーボックスに保管します。
- ② 合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、すみやかに対処し、ご通知いたします。
- ③ サービス終了時や返却の要望があった場合にはすみやかに返却いたします。
- ④ 合鍵の預かりの同意を、鍵預書にて行います。

15. 外部評価、及び自己評価の実施

当事業所では、自己評価及び外部評価を行った結果を、開示致します。

(別紙 1 - ②) に詳細を記載しております。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

株式会社 いちい

定期随時訪問サービス 夢ふうせん

管理者 石田 邦恵 印

説明者 印

私は、本書面に基づいて、事業者からの重要事項の説明を受け、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービスの提供開始に同意し、本説明書を受領しました。

同意・交付年月日

令和 年 月 日

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ 印

<家族>

住所 _____

氏名 _____ 印

別紙 1

① 利用料金について

以下は1ヶ月あたりの1割負担額です。介護保険負担割合証に応じた額となります。通所介護を利用される方は、下表により表示されている減算があります。

	月額利用料	通所系減算額 (1日)
要介護1	5,446 円	62 円
要介護2	9,720 円	111 円
要介護3	16,140 円	184 円
要介護4	20,417 円	233 円
要介護5	24,692 円	281 円

※上記の利用料の他、サービス提供の状況により以下の加算が算定されます。

定期巡回初期加算 30 円/日 (利用開始日から 30 日間)

総合マネジメント体制強化加算 1200 円/月

ターミナルケア体制加算 2500 円/死亡月

介護職員等処遇改善加算(Ⅱロ) 加算率 25.7%

サービス提供体制強化加算Ⅲ 350 円/月

同一建物減算 600 円/月

(1) 月途中からの利用開始や、月途中の利用中止の場合、日割り日額を乗じた利用料となります。

(2) ケアコール機は事業所から貸し出します。通信にかかる通信料（電話代）は、場合により利用者負担となる事があります。

② 外部評価・自己評価について